

令和4年 1月 日光市農業委員会総会議事録

日時場所 令和4年1月20日 午後2時30分 日光市中央公民館 中ホール

出席農業委員	10名
	1番 川村 耕一 2番 手塚 幸子 3番 高橋 和子 5番 斎藤 敏夫
	6番 加藤 英利 7番 神山 隆治 8番 増 淵 勝 9番 高橋久美子
	10番 小池 毅 11番 渡邊 悦子
欠席農業委員	4番 福田 絹江
出席推進委員	5名
	12番 柏木 武 20番 星野由起夫 21番 西巻 光次 25番 福田 重勝
	26番 福田 隆夫
欠席推進委員	なし
傍聴人	なし

- | | |
|-----|--|
| 第1 | 議事録署名人の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 報告第1号 農地法第4条の規定による許可書の交付について |
| 第4 | 報告第2号 農地法第5条の規定による許可書の交付について |
| 第5 | 報告第3号 農地法第18条（通知）について |
| 第6 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第7 | 議案第2号 日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について |
| 第8 | 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 第9 | 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について |
| 第10 | 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 第11 | 議案第6号 非農地証明願について |
| 第12 | 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について |
| 第13 | 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農地利用集積計画の公告）に基づく決定について |
| 第14 | 議案第9号 令和4年度（2022年度）農作業料金等の標準額について |
| 第15 | 議案第10号 耕作放棄地の非農地判断について |

沼尾洋克事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。
委員の皆様のお手元の「総会資料」は、日程1から日程14までとなっておりますが、追加してご審議いただきたい案件がありますので「日程15 議案第10号 耕作放棄地の非農地判断について」の議案追加をお願いいたしたく、ご協議願います。

神山隆治職務代理者 本日は、福田会長が不在ですので進行を務めさせていただきます。
事務局より議案追加の提案がありました。議案追加について、ご質問等がありましたらお願いします。
(「なし。」との声あり)
それでは、追加議案について本日の日程に追加し審議することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員であります。よりまして、議案第10号を追加することといたします。

沼尾洋克事務局長 それでは、日光市農業委員会総会規則第5条第5項の規定により、会長職務代理者を議長として会議を進めてまいります。

神山隆治議長 本日の出席委員は、農業委員11名中10名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。なお、福田絹江委員から欠席する旨の届け出がありましたのでご報告いたします。
また、推進委員につきましては20名中5名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

神山隆治議長 ただ今から、令和4年1月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長 (議事日程を朗読)

神山隆治議長 日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思っております。6番加藤英利委員、8番増淵勝委員のご両名を指名いたします。
なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

神山隆治議長 つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(「異議なし。」との声あり)
異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。
それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

神山隆治議長 日程第3、報告第1号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(川村光代主任挙手)
はい、川村主任お願いします。

川村光代主任 報告第1号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明します。議案書は1ページから6ページとなります。先月の4条申請は18件ございました。許可書につきましても18件交付いたしました。申請人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年12月20日。なお、3千平方メートル以上の案件ということで12月27日に栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして許可相当との意見をいただいております。許可日および指令番号につきましては、令和3年12月27日、日農委指令第4-3号から20号で許可書を発行しております。以上でございます。

神山隆治議長 報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。
 (「なし。」との声あり)
 よろしいですか。
 (「はい。」との声あり)

神山隆治議長 それでは次に移ります。
 日程第4、報告第2号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」
 を議題とし、事務局の説明を求めます。
 (川村主任挙手)

神山隆治議長 はい、川村主任。
 川村光代主任 議案書の7ページをお開きください。報告第2号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は8件ございました。許可書につきましても8件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年12月20日。許可日および指令番号につきましては、令和3年12月20日、日農委指令第5-45号から52号で許可書を発行しております。以上でございます。

神山隆治議長 これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。
 (「なし。」との声あり)
 よろしいですか。
 (「はい。」との声あり)
 ないようですので次に移ります。

神山隆治議長 日程第5、報告第3号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 (福田貴子主幹挙手)

福田貴子主幹 はい、福田主幹。
 報告第3号、農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は4ページから9ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人、借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は11件で、申請番号1番から6番が農地法第3条の解約、申請番号7番から11番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

神山隆治議長 これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。
 (「なし。」との声あり)
 よろしいですか。
 (「はい。」との声あり)
 ないようですので次に移ります。

神山隆治議長 日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、情報発信活動部会が担当しております。齋藤部会長から全体の説明をお願いします。
 (齋藤敏夫農業委員挙手)

神山隆治議長 はい、齋藤部会長。
 齋藤敏夫農業委員 本日の議案に係る現地調査は合計で14件ございました。情報発信活動部会が12月16日に2班体制で現地調査を行いました。1班が私と西巻委員と福田隆夫委員の3名で調査を行いました。2班は渡邊副部会長と福田重勝委員、星野由起夫委員、神山職務代理の4名で調査を行いました。なおそれぞれの案

件については、担当の委員の方に説明をお願いしたいと思います。まず、1班ですが、非農地証明願の2番、3番と3条申請の2番については、西巻委員、5条申請3番、5番、6番については福田隆夫委員にお願いします。次に2班ですが、5条申請の1番と2番を渡邊副部長、4条申請の1番と2番、非農地証明願の1番を星野委員、3条申請1番と用途区分変更、5条申請の4番を福田重勝委員にお願いしたいと思います。以上でございます。

神山隆治議長

ありがとうございました。それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田重勝進委員挙手)

はい、福田委員。

福田重勝推進委員

私は、総会資料13ページ、議案第1号の1番を担当いたしました。申請人及び申請地は申請のとおりです。本申請は、日光市沓掛地内における代物弁済による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は、沓掛地内、塩野室地区センターから南西へ約300メートルに位置した場所です。塩野室地区センターから市道を南西に250メートルほど進んだ左手に申請地があります。申請地は2筆です。登記簿地目・現況ともに田となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻、季節の野菜・果物等を作付けしております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。利用権はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可相当と考えますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

神山隆治議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について渡邊副部長から報告をお願いします。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部長。

渡邊悦子農業委員

この案件は代物弁済の案件です。ただいま説明にありましたとおり、何ら問題はないと思われまます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

神山隆治議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

意見もないようですので採決してよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、質疑を集結し採決を行います。番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

神山隆治議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(西巻光次推進委員挙手)

はい、西巻委員。

西巻光次推進委員

私は、総会資料13ページ、議案第1号の2番を担当いたしました西巻です。本申請は、日光市大桑町地内において売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明をいたします。申請地は、日光市大桑町地内、大桑小学校から北西へ約700メートルに位置した場所です。案内図による説明をします。国道121号線、轟工業団地入口の交差点から北に200メートルほど進んだ左手に申請地があります。申請地は3筆で、登記簿地目・現況ともにすべて田となっております。周りは田で、圃場整備を行っております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻及び大根・ネギ等を作付けしております。申請地は譲受人の宅地から約900メートルの位置にあります。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。以

神山隆治議長

上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

はい、斎藤部会長。

斎藤敏夫農業委員

この案件につきましては、圃場整備が行われた田でありまして、何ら問題ないと思われまます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

神山隆治議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員

圃場整備が終わっていて中間管理機構を通さずに3条申請をした理由は。(鯉沼慶主査挙手)

神山隆治議長

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

特に理由は把握していないのですが、ご本人達が代理人を通して申請してきましたので受付した次第です。

小池毅農業委員

利用権はついていないのですか。

鯉沼慶主査

利用権は今月解約をしております。

神山隆治議長

よろしいですか。

小池毅農業委員

はい。

神山隆治議長

他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

神山隆治議長

日程第7、議案第2号「日光市農業振興地域整備計画の用途区分変更について」を議題とし、担当委員の報告を求めます。

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田重勝推進委員

私は、議案書14ページの1番を担当いたしました。申出人及び申出地等は申請のとおりです。本申請は日光市森友地内におきまして、農業生産施設用地を目的とした用途区分変更申請です。位置図による説明をします。大室小学校から西800メートルに位置します。案内図による説明をします。大室小学校から西へ830メートル進んだ左手に申請地があります。公図による説明をします。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況ですが、東側は田、西側も田、北側は公衆用道路、南側は山林です。土地利用図です。現地には、申請人、行政書士が立ち会いました。申請地を農業生産施設用地に利用する計画で杭打ちがしてありました。給水は現在地下水を利用しており引き続き地下水を利用するということです。雨水は敷地内浸透処理します。この辺一帯は、この所有者が開拓したために用水堀などは一切ありません。汚水(糞尿等)は牛舎内で収集し、隣接する既存の堆肥処理に搬出し堆肥として処理する計画です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのご審議をよろしく願います。

神山隆治議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部会長から報告願います。

(渡邊悦子農業委員挙手)
 はい、渡邊委員。
 渡邊悦子農業委員 農業生産施設用地を目的とした案件です。説明にもありましたとおり、汚水等は専用の処理施設で処理し周りには流さないという約束をしていただきました。このようなことから周囲に及ぼす影響はないと考えますのでご審議の程よろしくをお願いします。

神山隆治議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)
 はい、加藤委員。
 加藤英利農業委員 牛を飼うのですか。
 渡邊悦子農業委員 牛を80頭増やす計画で、牛舎を建築する予定です。
 福田重勝推進委員 増築とは違ってここに新たに建築します。この辺に処理施設があって、ここに糞尿等を持っていくという説明でした。

加藤英利農業委員 糞尿等を既存の処理施設に運ぶということですよ。糞尿等を一時期ためておく施設等についての資料は必要ないのですか。

(斎藤敏夫農業委員挙手)
 はい、斎藤委員。
 神山隆治議長 牛の糞尿は、堆肥置場で混ぜ合わせて堆肥としてストックされています。今回増設する分についても既存の堆肥置場へ持っていき外部への放出はしないということです。周りへの影響はないという説明を受けております。

斎藤敏夫農業委員
 (川村光代主任挙手)
 はい、川村委員。
 神山隆治議長 追加の説明となりますが、今回の案件は日光市農業振興地域整備計画の用途区分の変更申請ということですので、今の段階では意見を求められている状況です。用途区分が変更されましたら、今後転用の許可申請が出てくると思います。その時に詳しい利用図が添付される予定です。

川村光代主任
 神山隆治議長 よろしいでしょうか。
 (「はい。」との声あり)
 他にご質問等はございませんか。
 (「なし。」との声あり)
 ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (挙手全員)
 挙手全員であります。よりまして、番号1番は原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

神山隆治議長 続きまして、番号2番から4番については、関連がありますので、一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)
 はい、川村主任。
 川村光代主任 2番、3番、4番についてご説明させていただきます。本案件につきましては、日光市農林課において、およそ5年ごとに計画の見直しが行われている日光農業振興地域整備計画について令和2年度から令和3年度にかけて見直しを実施したところです。今回、計画見直しによる軽微な変更が必要な農用地について意見が求められております。なお、1番の用途区分変更につきましては県との協議が必要となる重要な変更となっております。それでは2番についてですが、日光市沓掛地内におきまして、日光農業振興地域界設定当時より、農業振興地域界の外に農用地が設定されている筆が存在することが判明いたま

した。そのため合計7筆について、かけ違いによる除外案件ということになっております。続きまして3番でございますが、長畑●●番●、他7筆について、もともと一つの地番の中に農用地と農地以外の地目が混在する地番について農用地部分が分筆されたことにより、農地以外の地番が農用地扱いのまま残っているものがあります。そのため、もともと農用地扱いでなかった合計8筆について地番変更による除外を行うものです。4番ですが、もともと農用地と指定していた地番が分筆や合筆などで地番が変更された合計225筆について地番変更による農用地への編入を行うものでございます。以上でございます。

神山隆治議長

ありがとうございました。

説明が終わりました。ご意見、ご質問等お受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番から4番については、この原案のとおり、『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番から4番については、この原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました

神山隆治議長

日程第8、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(星野由起夫推進委員挙手)

はい、星野委員。

星野由起夫推進委員

私は、議案書15ページの議案第3号の1番を担当いたしました。申請人及び申請地は申請のとおりです。本申請は日光市山口地内におきまして、一般住宅を目的とした4条申請です。位置図による説明です。申請地は大沢公民館から南東700メートルに位置します。案内図による説明です。大沢交差点を旧道に入りまして、700メートルほど進み、左折して170メートル進んだ右手に申請地があります。公図による説明です。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況ですが、東側は市道、西側、南側及び北側は畑です。現地には行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。排水は合併浄化槽を設置し、雨水は敷地内自然浸透とします。敷地の周りは盛土をするということです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまので、ご審議の程よろしく申し上げます。

神山隆治議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部会長から報告願います。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部会長。

渡邊悦子農業委員

ただいま説明がありましたとおり、一般住宅を目的とした案件です。周りに及ぼす影響はないと思われまのでご審議の程宜しくお願いいたします。

神山隆治議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けしたいと思えます。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し採決に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり。)

それでは番号1番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。ありがとうございました。

神山隆治議長

続きまして番号2番について担当委員の報告を求めます。

(星野由起夫推進委員挙手)

はい、星野委員。

星野由起夫推進委員

私は、議案第3号の2番を担当いたしました。申請人及び申請地は申請のとおりです。本申請は日光市明神地内におきまして、一般住宅を目的とした4条申請です。位置図による説明です。申請地は日光市落合運動公園から南130メートルに位置します。案内図による説明です。日光市落合運動公園から南へ100メートル進み、突き当りを右折し80メートル進んだ左手に申請地があります。公図による説明です。2筆ございますが、登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況ですが、東側が山林、西側及び南側が畑、北側が宅地です。現地には行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。汚水・雑排水は合併浄化槽により処理後、上水は敷地内浸透処理します。雨水も敷地内浸透処理をします。敷地内の周りのこちらとこちらはフェンスを作るということです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

神山隆治議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部会長から報告願ひます。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部会長。

渡邊悦子農業委員

一般住宅を目的とした案件です。周囲を見てもわかりますように周辺地域に及ぼす影響はないと思ひますので許可相当と思われまます。ご審議の程宜しくお願ひいたします。

神山隆治議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けしたいと思ひます。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し採決に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり。)

それでは番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。ありがとうございました。

神山隆治議長

日程第9、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について」を議題とし、事務局の説明をお願いいたします。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更についてご説明いたします。当案件は、店舗併用住宅の建築を目的として平成25年5月16日付けで農業委員会の転用許可を受けまして、所有権移転登記まで済ませておりますが、資金不足により建築が行われず、地目が畑のまま現在に至っている状況でございます。今回承継者が、申請地を譲り受けて一般住宅敷地として利用したく事業変更計画申請があり、承継者及び転用目的の変更をするものです。なお、事業計画変更後の5条許可申請が議案書18ページの4番にございますのでよろしくお願ひいたします。

神山隆治議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。ここで皆様方のご意見、ご質問等をお受けいたします。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋委員。

高橋久美子農業委員

この変更前と変更後の住所が違うのですが、住所は変わっているのでしょうか。

川村光代主任
神山隆治議長

はい、変更しました。
他にご質問等はありませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を集結し採決に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり。)

それでは番号1番について、この原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『変更妥当許可』とすることに決しました。ありがとうございました。

神山隆治議長

日程10、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊委員。

渡邊悦子農業委員

私は議案書17ページの1番を担当しました。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市今市本町地内におきまして、売買により駐車場拡張を目的とした5条申請です。位置図です。申請地は日光市役所から南230メートルに位置します。案内図による説明です。第三小学校から南へ50メートル進み、交差点を左折し80メートルほどの右手に申請地があります。公図による説明です。登記簿地目・現況とも畑です。周囲の状況は東側が宅地、西は宅地、南側が畑、北側が道路です。土地利用計画図です。現地には、譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会いました。申請地を駐車場に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理をします。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

神山隆治議長

ありがとうございました。現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願ひます。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

はい、斎藤委員。

斎藤敏夫農業委員

この件は、先ほど説明がありましたように、許可することに問題ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひします。

神山隆治議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号1番について情報発信活動部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員
渡邊悦子農業委員

これは畑ですか。
畑です。キウイの木が植えてありました。
他にご質問等はありませんか。

(「なし。」との声あり)

神山隆治農業委員

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

神山隆治議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊委員。

渡邊悦子農業委員

私は議案書17ページの2番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地は申請のとおりです。本申請は日光市今市本町地内におきまして、一般住宅を目的とした5条申請です。位置図及び案内図については1番の案件と同じ場所ですので省略させていただきます。申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内砂利敷とし敷地内浸透処理します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

神山隆治議長

ありがとうございました。現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

はい、斎藤委員。

斎藤敏夫農業委員

この申請は、先ほどの案件と同じでありまして、許可することに何ら問題ないということになりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

神山隆治議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号2番について情報発信活動部会以外の皆様方のご意見、ご質問をお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員

写真の赤い線は、間違いないですか。

(沼尾事務局長挙手)

はい、沼尾事務局長。

沼尾事務局長

線を引く場所が間違っておりました。人が立っているところから5～6メートル右側から奥になります。失礼しました。

神山隆治議長

他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。午後4時10分に再開いたします。

(休憩 午後4時～4時10分)

神山隆治議長

休憩前に引き続き会議を開きます。番号3番について担当委員の報告を求めます。

(福田隆夫推進委員挙手)

はい、福田委員申し上げます。

福田隆夫推進委員

私は、議案第5号の3番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市瀬尾地内におきまして、一般住宅を目的とした5条申請です。申請地は今市警察署から北へ450メートルに位置します。案内図です。今市警察署から121号線バイパスを鬼怒川方面へ120メートル進み交差点を左折し200メートル進み、右折して250メートルほど進んだ突き当りを右折して190メートル進んだ左手に申請地があります。分譲地の●●の北側にあります。公図による説明です。登記簿地目は田、現況は畑です。3筆あります。周囲の状況は東側が道路、西側が畑、南側が宅地、北側が田です。現地人は譲受人、譲渡人、行政書士が立ち会いました。申請地を住宅に利

用する計画で杭打ちがしてありました。手前に住宅、奥の方に駐車スペースを設ける予定です。汚水・雑排水は公共の下水道、給水は公共の上水道を利用する計画です。雨水は敷地内浸透処理します。写真です。こちらが出入り口になる予定です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われしますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

神山隆治議長

ありがとうございました。現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願ひます。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

はい、斎藤部会長。

斎藤敏夫農業委員

これについては、先程説明がありましたとおり、分譲地に隣接した所です。許可することに何ら問題はないと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひします。

神山隆治議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりしました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお願ひいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。ありがとうございました。

神山隆治議長

続きまして番号4番について担当委員の報告を求めます。

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田委員お願ひします。

福田重勝推進委員

私は、議案第5号の4番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。譲渡人、譲受人及び申請地は申請のとおりです。本申請は日光市今市地内におきまして、一般住宅を目的として転用する案件です。位置図による説明です。申請地は日光市役所から北東700メートルに位置します。案内図です。日光市役所から並木大橋に向かひまして、清原町交差点を左折し、200メートル進んだ右手が申請地です。公図です。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況ですが、東側は原野、西側は宅地、南側は道路、北側は水路で、その隣りが原野になっております。土地利用図による説明です。現地には行政書士が立ち会ひました。申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内自然浸透とします。この土地は先程説明がありましたとおり、一度転用許可が出されましたが、承継者及び転用目的の変更のため事業計画変更申請が出されています。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われしますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

神山隆治議長

ありがとうございました。現地調査後の検討、協議の結果について副部会長から報告願ひます。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部会長。

渡邊悦子農業委員

ただ今説明がありましたとおり、一般住宅を目的として転用する案件です。先ほど事業計画変更について妥当とされた案件ですので、許可することに何ら問題はないと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひします。

神山隆治議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりしました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお願ひいたします。

(川村耕一委員挙手)

はい、川村委員。

川村耕一農業委員

譲渡人の住所ですが、先ほどの議案第4号では●●となっておりますが、こち

神 山 隆 治 議 長
川 村 光 代 主 任
神 山 隆 治 議 長

らの記載は●●となっていますが。

(川村光代主任挙手)

川村主任。

譲受人の変更前の住所は●●、変更後は●●です。失礼しました。

他にご意見等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。ありがとうございました。

神 山 隆 治 議 長

続きまして番号5番について担当委員の報告を求めます。

(福田隆夫推進委員挙手)

はい、福田委員お願いします。

福 田 隆 夫 推 進 委 員

私は、議案第5号の6番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市大桑地内におきまして、一般住宅敷地を目的として転用する案件です。位置図による説明です。申請地は大桑小学校から西へ530メートルに位置します。案内図による説明です。大桑小学校から会津西街道を今市方面へ420メートル進み、Y字路を原宿方面へ130メートル進んだ右手に申請地があります。公図です。登記簿地目・現況ともに畑です。周囲の状況は東側が道路、西側は宅地、南側は道路、北側が宅地です。土地利用計画図です。現地には譲渡人、代理人の行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅敷地として利用するため杭打ちがしてありました。道路が拡張されたためにここだけが残ってしまったということです。こちらに住宅を建築する予定ですが、別の持ち主のものだったものを購入しているということです。地元の商店で利用していた土地らしいです。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理をします。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いします。

神 山 隆 治 議 長

ありがとうございました。現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

はい、斎藤部会長。

斎 藤 敏 夫 農 業 委 員

これについては、先程説明がありましたとおり、許可することに何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願いします。

神 山 隆 治 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。ありがとうございました。

神 山 隆 治 議 長

続きまして番号6番について担当委員の報告を求めます。

(福田隆夫推進委員挙手)

はい、福田委員お願いします。

福 田 隆 夫 推 進 委 員

私は、議案第5号の6番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市瀬尾地内におきまして、一般住宅敷地を目的とし

転用する案件です。位置図により説明いたします。今市第二小学校から北へ約850メートルに位置します。案内図です。今市第二小学校から県道栗山・今市線を北へ900メートル進み右折して40メートルほど進んだ左手に申請地があります。公図による説明です。登記簿地目・現況ともに畑です。周囲の状況は、東側は畑、西側は譲受人の宅地、南側は道路、北側が宅地です。現地には、譲渡人、譲受人の父親、行政書士が立ち会いました。申請地を住宅敷地として利用する計画で杭打ちがしてありました。こちらはL字型コンクリートで土留めをしてこちらと同じ高さに盛土をする予定です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地に砂利敷とし敷地内浸透処理します。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

神山隆治議長

ありがとうございました。現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

はい、斎藤部会長。

斎藤敏夫農業委員

ただ今説明がありましたとおり、一般住宅敷地の拡張ということで、許可することに何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

神山隆治議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので質疑を終結し、採決を行います。番号6番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号6番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。ありがとうございました。

神山隆治議長

日程第11、議案第6号「非農地証明願について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(星野由起夫推進委員挙手)

はい、星野委員。

星野由起夫推進委員

私は、議案第6号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市山口地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図・案内図については、先ほどの4条申請の1番と同じ場所になりますので省略いたします。公図による説明です。登記簿地目は畑、現況は宅地です。土地利用計画図による説明です。周囲の状況は、東側は雑種地、西側は宅地、南側は道路、北側は畑です。現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は、昭和51年頃から宅地として利用され45年以上経過しております。以上のことから証明することに問題はないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

神山隆治議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部会長より報告を願います。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊副部会長。

渡邊悦子農業委員

非農地証明願の案件です。宅地として一体的に利用され現在に至っております。空中写真も添付されていまして、45年以上経過しておりますので何ら問題はないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

神山隆治議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のと

おり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号 1 番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

神 山 隆 治 議 長

続きまして、番号 2 番について担当委員の報告を求めます。

(西巻光次推進委員挙手)

はい、西巻委員。

西 巻 光 次 推 進 委 員

私は、総会資料は 19 ページ、議案第 6 号の 2 番を担当いたしました。本申請は、日光市萩垣面地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。申請地は 2 筆です。位置図による説明です。願出地は、萩垣面地内、日光小学校から北西へ約 300 メートルに位置した場所です。案内図による説明です。日光小学校から県道を北西に 600 メートル、右折して北東に 300 メートルほど進み、右手に入った付近が願出地です。公図による説明です。登記簿地目は畑、現況は山林です。写真です。こちらが●●番の土地、こちらが●●番の土地です。周囲は山林です。現地には願出人が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は、明治時代の後半から山林として利用され、推定ですが 113 年以上経過しております。平成 12 年撮影の空中写真が添付されております。明治後半ごろから植林された杉等ですが、毎年台風等で倒木し、その都度伐採をしているということです。ある程度まで伐採も終わり、今年と来年に植林の予定をしているということです。以上のことから証明することに問題はないと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひします。

神 山 隆 治 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願ひます。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

はい、斎藤部会長。

斎 藤 敏 夫 農 業 委 員

願出地は、空中写真を見てもわかるとおり山林として利用され、発電用水路として使われてきたということです。非農地として証明することに何ら問題ないと思ひますのでご審議の程宜しくお願ひいたします。

神 山 隆 治 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号 2 番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号 2 番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

神 山 隆 治 議 長

続きまして、番号 3 番について担当委員の報告を求めます。

(西巻光次推進委員挙手)

はい、西巻委員。

西 巻 光 次 推 進 委 員

私は、総会資料 19 ページ、議案第 6 号の 3 番を担当いたしました。本申請は、日光市久次良町地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は、久次良町地内、日光市保健福祉センターから西へ約 200 メートルに位置した場所です。案内図による説明です。日光市保健福祉センターから国道 120 号線を西に 200 メートル、右折して北に 100 メートルほど進んだ右手に申請地があります。公図による説明です。登記簿地目は畑、現況は宅地です。土地

利用計画図による説明です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路、南側は青地、北側は雑種地です。現地には行政書士が立ち会い杭打ちがしてありました。願出地は、昭和36年に居宅が建築されて以来、宅地として利用され約60年が経過していると思われます。以上のことから証明することに問題はないと思われます。ご審議の程よろしく申し上げます。

神山隆治議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告をお願いします。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

斎藤敏夫農業委員

はい、斎藤部会長。

ただ今説明がありましたように願出地は住宅が建築されてから約60年間宅地として利用され、逆になぜこのような状況になっていたのか不思議なぐらいです。非農地として証明することに何ら問題ないと考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

神山隆治議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは情報発信活動部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(増渕勝農業委員挙手)

増渕勝農業委員
西巻光次推進委員
神山隆治議長

はい、増渕委員。

家屋の登記事項証明書が添付されているということですね。

はい。

他にご意見等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

神山隆治議長

日程第12、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(福田貴子主幹挙手)

福田貴子主幹

はい、福田主幹。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、『利用権設定』の案件になります。総会資料は20ページ～37ページになります。件数は36件、面積合計は175筆で27万7千543.94㎡となります。

内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、新規が18件、更新が18件となっております。「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

神山隆治議長

説明が終わりました。はじめに総会資料34ページ、貸借権設定の9番について審議いたします。

農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、8番、増渕勝委員の退席を求めます。

(増渕勝農業委員退席 午後5時)

神山隆治議長

番号9番についてご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第7号のうち、貸借権設定の9番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第7号の貸借権設定の9番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

増淵委員に着席を許可いたします。

(増淵勝農業委員着席 午後5時1分)

神山隆治議長

次に貸借権設定の9番以外の残りの案件について審議いたします。何かご質問はございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第7号のうち、貸借権設定の9番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第7号の貸借権設定の9番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

神山隆治議長

日程第13、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農地利用計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(福田貴子主幹挙手)

はい、福田主幹。

福田貴子主幹

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。

本議案については、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。総会資料は38ページから39ページになります。件数は2件で、面積合計は、8筆で1万3千432平方メートルとなります。「設定をする者(貸人(かしにん))」、「設定を受ける者(借人(かりにん))」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

神山隆治議長

説明が終わりました。はじめに貸借権設定(総会資料39ページ)の2番について、審議いたします。農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、9番、高橋久美子委員の退席を求めます。

(高橋久美子農業委員退席 午後5時5分)

ご質問ございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第8号のうち、貸借権設定の2番については、この原案のとおり『決定』することに賛成

の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手 全員であります。よりまして、貸借権設定の番号2番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

高橋久美子委員に着席を許可いたします。

(高橋久美子農業委員着席 午後5時6分)

神山隆治議長

次に貸借権設定の1番について、審議いたします。ご質問はございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決に入りたいと思います。

議案第8号の1番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よりまして、議案第8号の1番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

神山隆治議長

日程第14、議案第9号、「令和4年度(2022年度)農作業料金等の標準額について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

この案件は農地法第52条 農業委員会は農地の利用の増進及び利用関係の調整に資するため、農地の利用の状況及び賃借の動向等農地に関する情報を収集し、その提供を行うものとするという趣旨を踏まえ、他の農業関係機関から情報を収集し、農業委員会で把握している情報と併せ、委員会独自の資料として情報を提供するものです。それでは、最初に農作業標準賃金についてご説明します。これについては1日8時間、一般的な農業軽作業に従事した場合の標準賃金で、農業委員会独自に設定するものです。なお、記載してある賃金は昨年と同額で、時給に換算しますと875円となります。参考といたしまして栃木県の最低賃金は、2021年10月から時間額882円でございます。これに関しましては、日光市と同じく7,000円としている大田原市農業委員会に確認したところ、消費税別となっているので今回も同額の7,000円とするという回答を得ました。日光市としても消費税は含んでおりませんので昨年と同額といたしました。次にその下に移ります。農作業標準料金は育苗委託や田植え、稲刈りなど個別の作業について、農地の面積等(農地区分)に応じて料金を記載しています。次に右上に移りまして、機械移動基本料金は農業機械の移動(輸送)距離に応じた料金を記載しています。なお、農作業標準料金および機械移動基本料金は、日光市農業公社が所管する日光受託集団連絡協議会による農作業料金検討会議において検討された料金を参考にさせていただいています。いずれの料金も昨年と同額でございます。最後に4番目に記載のある農地賃借料については、農業委員会が令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間分のデータを収集した統計です。データの対象は、農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法第18条)により効力の発生した賃貸借の一筆ごとの賃借料です。令和3年は水田は1,102件で、うち基盤整備済が212件、未整備地域が890件、畑は60件で計1,162件です。なお、田の基盤整備済みと未整備地域および畑の賃借料の平均額、最高額、最低額につきましては記載のとおりです。以上でございます。

神山隆治議長

何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

議案第9号について、原案のとおりとすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第9号については、原案のとおりとすることに決しました。

それではここで、5分間休憩を入れたいと思います。午後5時20分から再開いたします。

(休憩 午後5時16分～20分)

神山隆治議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議案第10号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(福田貴子主幹挙手)

福田貴子主幹

はい、福田主幹。

議案第10号「耕作放棄地の非農地判断について」ご説明いたします。昨年の8月から9月に委員の皆様と事務局で荒廃農地調査を実施したところですが、その状況を県へ報告することになっておりまして、1月中に耕作放棄地の非農地判断について議決をいただく必要があるため、追加議案として提出させていただきました。追加議案をご覧ください。本議案については、荒廃(遊休)農地調査を行った結果に基づき、再生利用が困難な農地(区分5)と判断した農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について審議を行っていただくものとなります。件数は634件で、面積合計は46万633.15平方メートルです。ご審議をお願いいたします。

神山隆治議長

説明が終わりました。ここで議長を交代いたします。最年長委員である斎藤敏夫委員にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

それでは、斎藤委員よろしく申し上げます。

(議長交代)

斎藤敏夫議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

はじめに議案第10号のうち、510番、512番、513番、及び514番について、審議いたします。農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、7番、神山隆治委員の退席を求めます。

(神山隆治農業委員退席 午後5時33分)

これについてご質問等はございますか。

(川村耕一委員挙手)

川村耕一農業委員

はい、川村委員。

昨年の夏に行った耕作放棄地の調査の結果はどのようになっていますか。

(沼尾事務局長挙手)

沼尾洋克事務局長

はい、沼尾事務局長。

この追加議案に上がっているものは、先程主幹が説明しましたように委員の皆さんが昨年1カ月半をかけて行った荒廃農地の調査において、再生不能、要するに非農地であると判断されたリストであります。皆さんに調査していただいた結果に基づいて非農地の判断していただき通知するという流れになります。

齋藤敏夫農業委員

す。以上です。

よろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

資料の「農振」の区分はどのような意味ですか。

(沼尾事務局長挙手)

齋藤敏夫議長

はい、沼尾事務局長。

沼尾洋克事務局長

「農」は「農業振興地域の農用地区域」、「他」は「農業振興地域ではあるが農用地区域ではない」、「外」は「農業振興地域ではない。」ということです。

齋藤敏夫議長

他にご質問はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

議案第10号のうち、510番、512番、513番、及び514番については、この原案のとおり『農地に該当しない』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よりまして、議案第10号のうち、510番、512番、513番、及び514番については、この原案のとおり『農地に該当しない』とすることに決しました。

神山隆治委員に着席を許可いたします。ここで議長を交代いたします。

(神山隆治農業委員着席 午後5時34分)

(議長交代)

神山隆治議長

次に議案第10号のうち、510番、512番、513番、及び514番以外の残りの案件について審議いたします。

何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。

議案第10号のうち、510番、512番、513番、及び514番以外の残りの案件について、原案のとおり『農地に該当しない』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第10号のうち、510番、512番、513番、及び514番以外の残りの案件については、原案のとおり『農地に該当しない』とすることに決しました。

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これをもちまして、令和4年1月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後5時37分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

6 番 委 員

8 番 委 員